

家具転倒防止器具の取付を代行します

大きな地震が起きた時、家具の転倒等による圧死やけがなどの被害を軽減するため安曇川地域住民自治協議会では、安曇川町内の高齢者、障がい者のお宅を対象に設置作業研修を受けた作業員が家具の転倒防止器具の取り付けを行います。

対象世帯

安曇川町内にお住まいで、同居者全員が65歳以上の高齢者の方または、障がい者の方の世帯

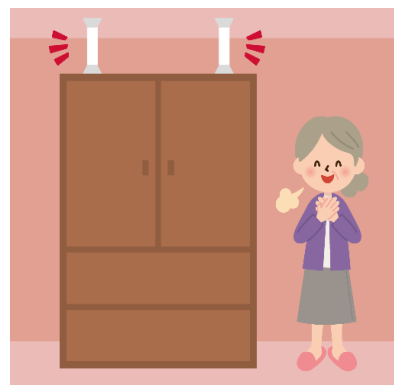
対象となる家具

和ダンス・洋服ダンス・食器棚・本棚等

※電化製品(テレビ・冷蔵庫など)については取り付け対象外となります。

※家具や壁の状況によっては取り付けできない場合があります。

※1世帯につき3カ所までの取り付けとさせていただきます。



注意事項

- ◆ 転倒防止器具の費用は申請者のご負担となります。(取付作業費は無料です。)
- ◆ 取り付け予定の家具の周辺は、取り付け日までに片付けを行ってください。取り付け以外の作業は基本的に行いません。
- ◆ このサービスを利用できるのは原則1世帯1回限りです。

申込方法 **12月23日(金)までに安曇川地域住民自治協議会事務局へ お電話またはメールにてご連絡ください。**
(定員になり次第受付を終了いたします)

【申込・お問い合わせ先】

安曇川地域住民自治協議会 高島市安曇川町田中89 (安曇川公民館内)

受付：月・水・木・金・土 13:00~17:00 (公民館休館日は休み)

事務局 TEL: 080-2572-3739 担当：中島、奥村

mail: info@adojichi.com

家具転倒防止器具取り付け 申請書

(申請先) 安曇川地域住民自治協議会

安曇川地域住民自治協議会が実施する家具転倒防止事業について、下記の同意事項に同意し家具転倒防止器具の取り付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
住 所	〒 520- 高島市安曇川町 (区)
電話番号	自 宅 () - 携 帯 (常時、連絡できる番号をご記入ください)
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)
同意事項	① 事前調査および取り付け作業の際は、申請者本人または家族が立ち合います。 ② 事前調査時に、免許証等生年月日が確認できるものや、障がい者手帳等を提示し、確認することを同意します。 ③ 転倒防止器具は、事前調査が終了するまでは購入しません。 ④ 取り付け作業後に何らかの原因による家具等の転倒が発生した場合、安曇川地域住民自治協議会および取り付け作業者に対して損害賠償を請求しません。 ⑤ 取り付け後の家具等の移動および転倒防止器具の取り外しは、自己責任で行います。

※ 借家にお住まいの方は、所有者の同意が必要です。

※ この申請書に記載された個人情報は、安曇川住民自治協議会の家具転倒防止事業にのみ利用します。